

事業復興型雇用創出助成金(新型) (年1回)

産業部商工課
0225-95-1111(内線3523)

事業の内容

事業目的・概要

被災地域において安定的な雇用を創出することを目的に、産業政策の支援対象となった市内中小企業者等の事業所において、被災三県求職者を雇い入れた場合、雇い入れに係る3年間の費用の一部を交付するものです。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

対象事業主・事業所

- ・市内に事業所を有していること
- ・平成23年3月11日以降平成28年3月31日までの間に市の補助金、融資あっせん等の対象となることが決定していること
- ・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに本助成金の対象となる新規雇用者を1人以上雇い入れたこと
- ・雇用保険の適用事業の事業主であること
- ・労働者の出勤状況や賃金の支払状況等を明らかにする書類を適切に整備、保管していること



事業イメージ

対象労働者

- 1 被災三県求職者であること
- 2 対象産業政策の支援対象となることが決定した日以降であって、指定された期間に対象事業所で雇い入れた者
- 3 「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な1年以上の有期雇用」で雇い入れた者
- 4 雇用保険の一般保険者として雇い入れられた者
- 5 申請時点で在職している者
- 6 助成対象事業所で雇い入れた者
- 7 社会保険の適用事業所で雇用される者の場合、社会保険の被保険者として雇い入れられた者

助成金交付額

平成28年3月31日までに申請した労働者(平成28年4月1日以降に申請した労働者)

(万円)

対象労働者の区分	限度額			
	総額	第1期	第2期	第3期
新規雇用者でかつフルタイム労働者である場合	225(120)	120(60)	70(40)	35(20)
再雇用でフルタイム労働者である場合	180(96)	96(48)	56(32)	28(16)
新規雇用者でかつ短時間労働者である場合	110(60)	60(30)	35(20)	15(10)
再雇用者でかつ短時間労働者である場合	88(48)	48(24)	28(16)	12(8)

雇入日から起算して3年間雇用を継続した場合、満額が交付されます。1事業所あたり2,000万円が上限となります。助成対象期間の途中で離職があった場合、雇用期間に応じた金額が交付されます。

対象期間

3年間